

設計要求書

【 精神医療センターほか電気・機械設備改修工事設計業務（電気設備） 】

本業務の実施項目等は、次のとおりとし、改修によって生ずる影響範囲も本設計業務に含めるものとする。

1 仮設工事

(1) 工事前仮設物

設計にあたり現地調査、既存図面を確認して工事による影響範囲を確認し段階的な切り替え施工や仮設等を検討確認すること。

① 仮設足場

② 機器搬入・搬出計画

③ 仮設電源設備

・工事中、電源を落とすことができない機器類に、仮設電源を整備する。

④ その他必要なもの

2 精神医療センター

(1) 照明設備改修工事

① 電灯設備

・改修範囲は、本館棟、病棟、体育館（通路も含む）、エネルギー棟、外構（本館棟等敷地及び職員公舎敷地内の外灯） とする。

・改修範囲の一般用照明設備、非常用照明設備、誘導灯及び舞台照明設備（非 LED）を全て LED へと更新する。

・対象棟のトイレ照明は、人感センサー式とする。

・病棟については、令和8年6月30日までに概算工事費を算出し監督員に提出すること。

3 がんセンター

(1) 照明設備改修工事

① 電灯設備

・改修範囲は、病院棟 5階から 10階 とする。

・改修範囲の一般用及び非常用照明設備（非 LED）を全て LED へと更新する。

・対象棟のトイレ照明は、人感センサー式とする。

・本館棟 5階から 7階については、令和8年6月30日までに概算工事費を算出し監督員に提出すること。

4 その他

・設計方針、設計範囲等に疑義のある場合は、協議するものとする。

・病院という特性を踏まえ施設管理者と十分に協議を行い、仕様・施工時期・施工方法・仮設計画の検討を行うこと。